

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

春日部市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 春日部地域

(1) 現況

都市近郊の立地条件を生かした施設園芸型農業、生産性の高い土地利用型農業が行われている他、梨等の作付けも行われている。

今後は大型機械の導入による労力の軽減、水田利用による施設野菜の集団産地の育成等により、都市近郊地域の農家育成と食料供給基地としての優良農地の保全を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

2. 庄和地域

(1) 現況

都市近郊の立地条件を生かした施設園芸型農業、生産性の高い土地利用型農業が行われている。

今後は大型機械の導入による労力の軽減、水田利用による施設野菜の集団産地の育成等により、都市近郊地域の農家育成と食料供給基地としての優良農地の保全を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
① 春日部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
② 庄和区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。